



税務調査で**指摘**されない

会社税務の ポイント



はじめに

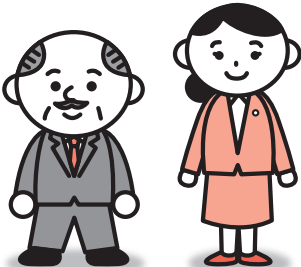
国税庁が、近年AIを活用して税務調査の対象を選ぶ仕組みを取り入れていることをご存知でしょうか。デジタル化やグローバル化が進む中、限られた国税職員数で効率よく調査を行うため、さまざまなデータを分析し、重点的に確認すべき企業を絞り込む取り組みが進んでいます。その結果、調査必要度の高い法人を的確に調査できるようになり、追徴税額は増加傾向にあります。

とはいえ、AIが導入されたからといって、税務調査で見られるポイントが大きく変わったわけではありません。これまでと同じく、日々の経理処理の正確さや法人税務の基本をしっかり押さえているかどうかことが重要であることに変わりはありません。むしろ、基本がより確実に問われる時代になったといえるでしょう。

本冊子では、経営者の方や経理担当者の皆様に向けて、知っておくべき法人税務と、税務調査で指摘を受けないための実務ポイントをわかりやすくまとめました。

貴社の健全な経営にお役立ていただければ幸いです。

目次

1	商品販売の売上計上時期は適切か？..... 2	11	社長へのボーナスの支給は税務上のルールを守っているか？..... 22
2	仕入割戻しの収益計上時期(売上割戻しの損金計上時期)は適切か？... 4	12	退任する社長に支払う役員退職金は税務上損金として認められるか？... 24
3	損害賠償金や損害保険金の収益計上時期は適切か？..... 6	13	少額飲食費は交際費等課税の対象から除外しているか？..... 26
4	決算末の実地棚卸は適切か？..... 8	14	ゴルフコンペ後のパーティー費用は交際費等か少額飲食費か？..... 28
5	廃棄予定の売れ残り在庫の取扱いは適切か？..... 10	15	送迎するためのタクシー代は交際費等か旅費交通費か？..... 30
6	中古の減価償却資産の減価償却は適切か？..... 12	コラム	
7	新たに購入した機械の減価償却開始時期は適切か？..... 14	企業グループ間の特定取引については保存文書が必要となります！..... 32	
8	少額の減価償却資産の費用計上は適切か？..... 16	登場人物	
9	事務所のリフォーム費用は修繕費か資本的支出か？..... 18		
10	決算賞与は全従業員に支給額の通知をしたか？..... 20	社長 税理士	

(注) 本冊子の内容は、令和8年6月1日現在の法令等によります。

商品販売の売上計上時期は適切か？

Q

当社の決算期は3月ですが、2月末に倉庫から顧客へ商品を出荷済みです。顧客の都合により、3月末までに入金が確認できず、入金予定時期も不明な状況です。このような場合、来期以降に売上計上することは可能でしょうか？

なお、顧客からは2月末付の日付が記載された受領書を受領しています。

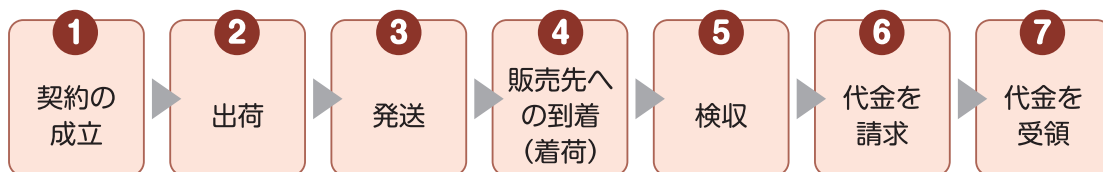
A

出荷基準に基づき売上計上している場合、2月末に出荷しているのであれば、3月末までに入金がなくても当期の売上に計上すべきです。

解 説

1 商品販売の売上計上時期

商品の販売は、通常、次のような流れが一般的になります。



このような流れにより商品を販売した場合、売上をいつの時点で計上するかが問題となります。商品を販売した場合には、商品等の引渡しがあった日において売上に計上する必要があります。

なお、引渡しがあった日の判断基準としては、通常は出荷基準、着荷基準、検収基準といったような方法が用いられています。

出荷基準	会社の倉庫から商品が出荷された時点で売上に計上するという基準です。
着荷基準	相手方に商品が到着した時点で売上に計上するという基準です。
検収基準	機械装置などの販売によく使われる基準です。相手先の会社や工場に機械が運び込まれた後、実際に試運転などをしてみて、相手方が検収確認した時点で売上に計上するという基準です。

2 棚卸資産が土地等である場合の売上の収益計上時期

土地又は土地の上に存する権利(たとえば借地権や地上権)が販売を目的とする棚卸資産として扱われる場合、売上の収益計上時期は引渡しの日となります。ただし、引渡しの日が明確でないときは、次のいずれか早い日をもって引渡しがあったものとすることができます。

- (1) 代金の相当部分(おおむね50%以上)を収受するに至った日
- (2) 所有権移転登記の申請(その登記の申請に必要な書類の相手方への交付を含みます。)をした日

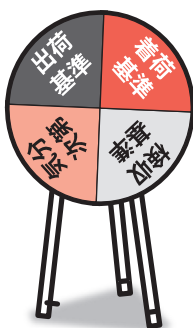
3 売上の収益計上基準の継続適用

売上の収益計上基準にはいろいろな方法があります。商品の種類や販売形態などに応じて、法人がいずれかの合理的な基準を選んだうえで、その選択した基準を每期継続適用していれば法人税法上もその計算が認められることになります。したがって、每期、基準を変更するようなことは認められません。

商品を販売した場合、売上をどの事業年度に計上するかによって、その事業年度の収益の額が変動することになります。そして、法人税の課税所得にも大きな影響を及ぼすことになります。例えば、ある商品を販売した場合に、その代金の入金時に売上に計上するのか、それとも代金の入金の有無に関わりなく販売時に売上に計上するのか、さらに、販売が行われた時といっても、出荷した時か、あるいは販売先に到着した時か、といったいろいろな時点が考えられます。このように、いずれの時点を基準として売上を認識するかによってその事業年度の収益の額は異なることとなります。

したがって、法人税法では、売上の計上時期について、各法人の任意に委ねるのではなく、課税の公平の観点から統一的に取り扱い、法人が商品を販売した場合には、その引渡しがあった日に売上を計上することとされています。

継続してこれで決めるのはダメ?



ダメ!
売上計上基準は
“每期継続適用” です!

2

仕入割戻しの収益計上時期(売上割戻しの損金計上時期)は適切か？

Q

当社では新しい仕入先との間で原材料購入の価格交渉を進めており、購入数量に応じてリベート(仕入割戻し)を受け取る予定です。ただし、このリベートの通知は当社の決算期後に届く見込みです。このような場合、通知が届いた時に収益計上すればよいのでしょうか？

また、当社が得意先にリベート(売上割戻し)を支払う場合の損金計上時期はいつになるのでしょうか？

A

仕入先との契約により、リベートの算定基準が一定期間の購入数量に応じて算定することとされている場合には、リベートの通知が決算期後であったとしても、当期において収益計上が必要となります。

また、売上割戻しについても、客観的な算定基準が契約等により明らかな場合には、売上日に損金計上が可能です。算定基準が明らかでない場合には通知日の損金計上となります。

解 説

1 仕入割戻しの収益計上時期

仕入先から受け取るリベートは「仕入割戻し」と呼ばれます。これは、一定期間に仕入先から原材料を購入した量などに応じて、購入企業が金銭を受け取る制度です。収益として計上する時期は、仕入割戻しの算定基準が契約などで明らかかどうかによって異なります。

算定基準が 明らかな場合	購入した原材料に係る仕入割戻しの収益計上の時期については、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明らかにされている場合には、原材料を購入した日の属する事業年度において、収益計上する必要があります。
算定基準が 明らかでない場合	その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度において収益計上を行うこととなります。

2 売上割戻しの損金計上時期

売上先に対して支払うリベートは「売上割戻し」と呼ばれます。これは、一定期間における販売実績に応じて、販売企業側が得意先などに金銭を支払う制度です。売上割戻しの金額を商品・製品を販売した事業年度において損金の額に算入するためには、以下の要件が必要となります。

①	売上割戻しの事実の内容、売上割戻しを行う可能性のある金額や算定基準が契約書などにより相手方に明らかにされていること
②	客観的な算定基準によって売上割戻しの金額が算定されていること
③	①の要件を明らかにする書類及び②の要件の算定の根拠となる書類が保存されていること

ここがポイント

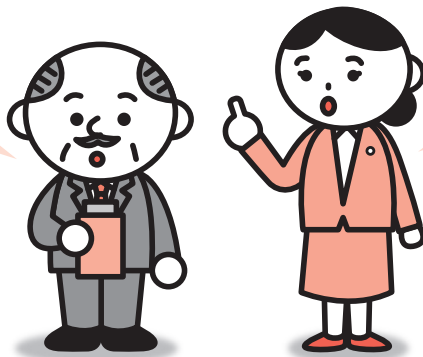
仕入割戻しの 収益計上時期	客観的な算定基準が契約等により明らかな場合	仕入日の収益計上
	算定基準が明らかでない場合	通知日の収益計上
売上割戻しの 損金計上時期	客観的な算定基準が契約等により明らかな場合	売上日の損金計上
	算定基準が明らかでない場合	通知日の損金計上

【参考】収益認識会計基準への対応

収益認識会計基準への対応として平成30年度税制改正により、売上割戻しは、契約等により割戻し額の基準及び金額等が明らかにされている場合又は内部的に決定されている場合などの一定の要件を満たす場合には、販売した日に収益の額から減額することとされています。

なお、中小企業の会計処理については、従来どおり企業会計原則等による会計処理が認められることとされていますので、この収益認識基準を適用しない場合には、その売上割戻しの金額をその通知又は支払をした日の属する事業年度の収益の額から減額することとされています。

リベートとキックバックの意味は同じなんだってね



客観的な算定基準が明らかな仕入割戻しは仕入日に収益計上です

3

損害賠償金や損害保険金の 収益計上時期は適切か？

Q

当社では今期、大きな事件が二つも発生しました。一つは自社製品の不良により、得意先に対して多額の損害賠償金を支払った件です。もう一つは倉庫が火災に遭った件です。現在、倉庫火災については保険会社へ保険金の請求を行っているところです。なお、製品不良については部品の仕入先である海外メーカーにも責任があると考えられるため、先日、賠償金の請求を行いました。このような場合、当社が請求した損害賠償金、保険金の収益計上時期は請求した時点になるのでしょうか？

A

損害賠償金については、原則としてその支払を受けることが確定した時の収益に計上する必要があります。一方、火災保険金については火災発生時において収益計上が必要です。

解 説

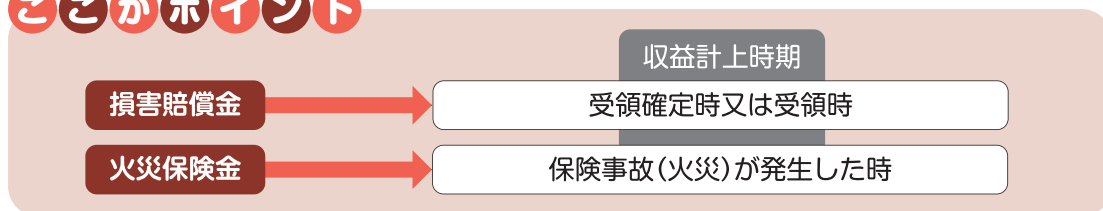
1 損害賠償金の収益計上時期

損害賠償金は、原則としてその支払を受けることが確定した時の収益とされます。ただし、実際に支払を受けた時点で収益計上することも認められています。

2 火災保険金の収益計上時期

火災保険金については火災の発生時に収益計上する必要があります。なぜなら、火災によって発生した損失が、保険金によって補填されることとなっているときは、損失と保険金収入等との対応関係が要求されるからです。保険金は保険契約に基づいて給付を受けるものであって、一般にあらかじめ予測することが可能ですし、支払を受けないことの方がむしろ稀であることから、法人税法においてはこのような取扱いがなされています。

ここがポイント



3 損害賠償金の収益計上時期の2つの考え方

損害賠償金の収益計上時期については、法人税法においては2つの考え方があります。

同時両建説

損害に係る損失の計上と同時に、これと対応して損害賠償金を収益計上すべきであるという考え方です。

異時両建説

損失金額はその損失の発生時点で計上するものの、損害賠償金についてはこれと切り離してその支払を受けるべきことが確定した時点で収益計上するという考え方です。

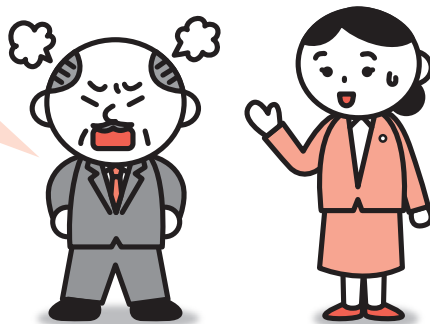
ポイント

同時両建説が妥当な考え方なのですが、そもそも相手方に損害賠償責任があるのかどうかについて当事者間に争いのあることが少なくありません。仮に相手方に損害賠償責任のあることが明確であったとしても、具体的にどの程度の金額の損害賠償を受けることができるかは、当事者間の合意や裁判の結果などを待たなければ確定しないのが一般的といえます。

さらに、その賠償金の支払額について当事者間に合意ができたとしても、相手方の支払能力などからみて、実際にその支払を受けることができるのかが不明な場合も少なくありません。

このような事情を考慮して、法人税法においては、他の者から支払を受ける損害賠償金については、原則としてその支払を受けることが確定した時の収益とすることとされています。さらに実際に支払を受けた時点で収益計上することも認められています。

不良品を作った
メーカーに損害賠償
請求だ！



損害賠償金は受取りが
確定してから収益計上です

4

決算末の実地棚卸は適切か？



決算末の実地棚卸について注意すべき事項にはどのようなものがあるでしょうか？

A

実地棚卸は、正確な売上原価を計算するために必要な作業です。実地棚卸では、数量のみならず、品質、製品の状態もチェックします。外部倉庫の預け在庫や製造途中の仕掛品も確認が必要です。実地棚卸の結果と帳簿の数量が異なる場合は、原因を調べて最終的な在庫数量を確定します。商品や原材料だけでなく貯蔵品なども実地棚卸の対象となります。

解説

1 実地棚卸の目的

実地棚卸とは、倉庫などで商品の在庫数量を実地に確認し、在庫金額を算定する作業です。在庫の数量を実際に確認することで、会計期間の売上原価を正しく計算することができます。帳簿で管理している在庫でも、破損や紛失、盗難などによって実際の在庫数量と一致しないことがあります。そこで、決算期末には実地棚卸を行い、実際の在庫数量と帳簿上の在庫数量を照らし合わせて、必要があれば修正します。この作業により、帳簿に記載された資産が実際に存在することを確認できるため、決算書類の信頼性が高まり、経理処理の正確さも保たれます。また、在庫と帳簿の差がある場合には、その原因を調べることで誤った処理を発見する手がかりにもなります。

2 実地棚卸の流れ

1

棚卸原票の作成

棚卸原票（実地棚卸を行うための記入用紙）に、在庫の品名、数量、保管場所などの情報を記入します。

2

棚卸集計表の作成

①の棚卸原票を回収後、記入漏れがないか確認し、棚卸集計表で集計を行い、実際の数量を把握します。

3

帳簿棚卸との照合

棚卸集計表の実際の数量と帳簿上の在庫数量とに差異がないかどうかを確認します。

4

差異の原因説明と 期末棚卸商品の確定

③の照合によって、もし差異があれば原因説明を行って最終的な在庫数量を確定します。